

市第 42 号議案 令和 5 年度 横浜市一般会計補正予算 (第 3 号) (関係部分) の概要

国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額となったことに伴い、事業費及び財源を追加します。

1 歳入歳出予算の補正 1,751,000 千円

(1) 国庫補助事業の認証を踏まえた増額補正 1 事業 1,751,000 千円

(内訳)

(単位：千円)

款 項 目 及 び 理 由	補 正 額
12款 2項 4目 街路整備費 相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業の整備の実施に関し、 国庫補助事業の認証が本市の当初予算を上回ったことによる増額補正	1,751,000

(参考) 歳入歳出予算額の内訳

(1) 歳 入

(歳入) 款 項 目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
18款 国庫支出金	千円	千円	千円		千円
2項 国庫補助金					
11目 道路費 国庫補助金	12,836,439	963,050	13,799,489	(3)街路整備費補助金	963,050
25款 市債					
1項 市債					
10目 道路債	17,512,000	787,000	18,299,000	(5)街路整備費充当債	787,000

(2) 歳 出

(歳出) 款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	市債	その他	
12款 道路費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2項 道路整備費	72,730,583	1,751,000	74,481,583	963,050	787,000	0	950
4目 街路整備費	44,120,731	1,751,000	45,871,731	963,050	787,000	0	950
4目 街路整備費	22,696,890	1,751,000	24,447,890	963,050	787,000	0	950

※議案書（補正予算に関する説明書） 11 ページ・13 ページ（歳入）、19 ページ（歳出）について、
道路局関係部分を抜粋

2 市債の補正

事業費の増額に伴い、財源となる市債の発行限度額を増額します。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
街 路 整 備 費	千円 4,603,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和5会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。	千円 5,390,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和5会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

※議案書（予算議案） 7 ページ（第3表 市債補正）について、道路局関係部分を抜粋